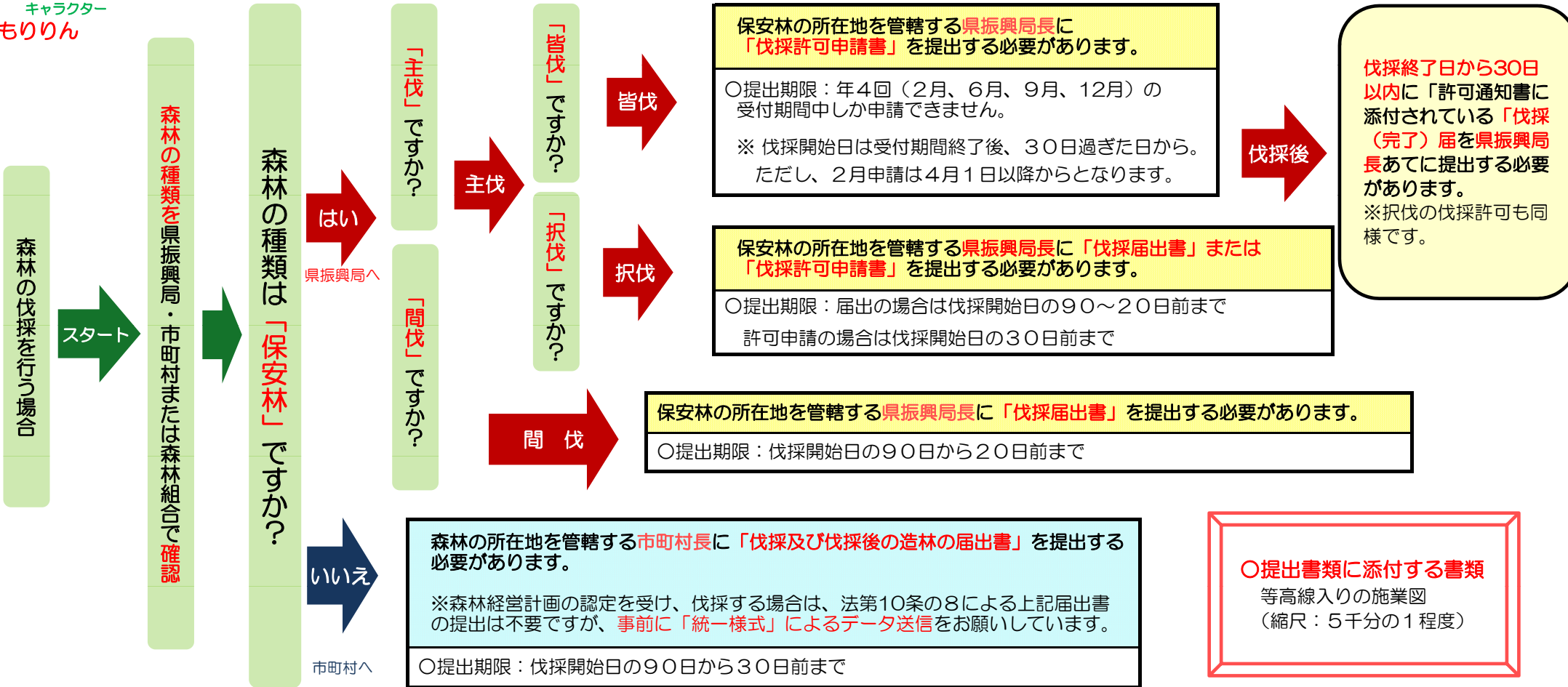




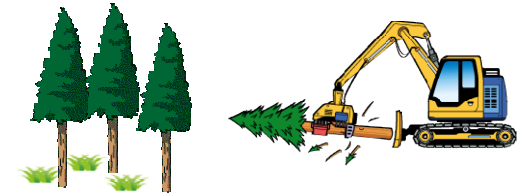
森林づくりマスコット  
キャラクター  
もりりん

森林の種類によって手続きが違います。  
伐採する前にまず県振興局・市町村ま  
たは森林組合で確認してください。

# 森林の伐採には 事前に許可や届出が必要です。



- ・保安林の開発や作業道開設等を行う場合、事前に県知事の「許可」を受ける必要があります。
- ・普通林（保安林以外の森林）を1ha以上開発する場合も、事前に県知事の「許可」を受ける必要があります。
- ・森林経営計画の認定を受け伐採した全ての森林は、事後に別途「森林経営計画に係る伐採等の届出書」の提出が必要です。
- ・詳しいことは、県振興局等にお問い合わせ頂くか、大分県庁の林務管理課のホームページをご覧ください。



※ 平成25年9月より、伐採許可及び届出の事務の簡素化、効率化を図るため、大分県内で共通して利用できる「統一様式」の運用を開始しました。